

介護職員初任者研修（通学）課程学則

（事業所の名称・所在地・研修の名称）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

本部 株式会社 ALC

兵庫県加古川市加古川町野口大野 504 番地の 3

研修の名称 介護相談室あえる 介護職員初任者研修

（目的）

第2条 研修を通し「生きる意欲を引き出す」介護・福祉・医療を学び、共に支えあって生きる介護職員を養成する。

（事業内容）

第3条 前項の目的を達成するために、次の研修事業を行う。

介護保険法施行令に基づく介護職員養成研修介護職員初任者研修課程（通学）

（研修場所）

第4条 研修の実施場所は以下の通りとする。

講義及び演習の実施場所

株式会社 ALC

兵庫県加古川市野口町北野 1289-2

実習の実施場所

実習施設一覧参照

（カリキュラム及び講師等）

第5条 研修日程表参照。

（研修期間）

第6条 研修期間は2ヵ月とする。

（受講費用）

第7条 研修参加者は下記の通りとする。

(修了に日程と修了証明書)

第12条 修了の認定は第5条に定めるカリキュラムを全て履修し、かつ別途定める修了判定基準を満たす受講生に対して、兵庫県介護員養成研修実施要綱に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を発行する。

(修了の評価方法)

第13条 全科目を履修し、演習にて介護技術の習得が認定されたものに対して1時間以上の修了評価試験(筆記試験)を行い、認定基準に達したものには修了証明書を交付する。

なお、修了評価試験に要する目標・評価の指針に定める「列挙できる」「実施できる」レベルを合格ラインとし、各科目の到達目標・評価・内容において各科目に定める「ねらい」に沿って認定基準に定める。

また、各科目の到達目標・評価の基準も参考に確認を行うものとする。

(修了評価試験の評価を行う者及び認定基準)

第14条 評価については、当該担当講師が行うものとする。

修了評価試験に関しては、100点満点中70点以上を合格とし認定する。技術の習得に関しては、演習において行った程度の技術を習得しているか合格・不合格の2区分で評価を行い合格の者を認定する。

(演習の評価を行う者及び認定基準)

第15条 「9 ことごとからだのしくみと生活支援技術」においては技術演習についても習得した技術を確認する。一連の介護動作について技術課題を提示し、技術が根拠に基づいており、かつA「一人で行うことができる」、B「簡単な助言は必要だが、一人で行うことができる」、C「一人で行うことができない」で評価し、A,Bを合格とする。評価は担当講師が行う。その他の科目において演習を行った場合にも実技演習と同様の認定基準により評価を行う。

(実習の評価を行う者及び認定基準)

第16条 実習については各実習先で実習担当者がチェック項目に基づき、「できる」「できない」で評価し、施設見学についてはすべての項目ができる、介護実習についてはできるが7割以上で認定する。

修了時認定基準に対し、習得が不十分な場合には基準を満たすまで再評価を行う。

(修了の認定方法)

第17条 修了を認定したものには、修了証明書を交付する。

本学則は令和2年5月1日施行とする。

介護職員養成研修課程カリキュラム表 (介護職員初任者研修課程)

科(科目)名	内 容	実施計画	科目番号
(1)職務の理解 (6時間)	①多様なサービスの理解	介護保険サービス(居宅、施設)、介護保険外サービス	(1)-①
	②介護職の仕事内容や働く現場の理解	介護職の仕事内容や働く現場の理解 居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ(視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携	(1)-②
(2)介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	①人権と尊厳を支える介護	(1)人権と尊厳の保持 個人としての尊重、アドボカシー、エンパワメントの視点、「役割」の実感、尊厳のある暮らし、利用者のプライバシーの保護 (2)ICF 介護分野におけるICF (3)QOL QOLの考え方、生活の質 (4)ノーマライゼーション ノーマライゼーションの考え方 (5)虐待防止・身体拘束禁止 身体拘束禁止、高齢者虐待防止法、高齢者の養護者支援 (6)個人の権利を守る制度の概要 個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業	(2)-①
	②自立に向けた介護	(1)自立支援 自立・自律支援、残存能力の活用、動機の欲求、意欲を高める支援、個別性/個別ケア、重度化防止 (2)介護予防 介護予防の考え方	(2)-②
(3)介護の基本 (6時間)	①介護職の役割、専門性と多職種との連携	(1)介護環境の特徴の理解 訪問介護と施設介護サービスの違い、地域包括ケアの方向性 (2)介護の専門性 重度化防止・遅延化の視点、利用者主体の支援姿勢、自立した生活を支えるための援助、根拠のある介護、チームケアの重要性、事業所内のチーム、多職種から成るチーム (3)介護に関する職種 異なる専門性を持つ多職種の理解、介護支援専門員、サービス提供責任者、看護師等とチームとなり利用者を支える意味、互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、チームケアにおける役割分担	(3)-①
	②介護職の職業倫理	職業倫理 専門職の倫理の意義、介護の倫理(介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等)、介護職としての社会的責任、プライバシーの保護・尊重	(3)-②

	③介護における安全の確保とリスクマネジメント	(1) 介護における安全の確保 事故に結びつく要因を探り対応していく技術、リスクとハザード (2) 事故予防、安全対策 リスクマネジメント、分析の手法と視点、事故に至った経緯の報告(家族への報告、市町への報告等)、情報の共有 (3) 感染対策 感染の原因と経路(感染源の排除、感染経路の遮断)、「感染」に対する正しい知識	(3)-③
	④介護職の安全	介護職の心身の健康管理 介護職の健康管理が介護の質に影響、ストレスマネジメント、腰痛の予防に関する知識、手洗い・うがいの励行、手洗いの基本、感染症対策	(3)-④
(4)介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	①介護保険制度	(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ケアマネジメント、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターの設置、地域包括ケアシステムの推進 (2) 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、介護給付と種類、予防給付、要介護認定の手順 (3) 制度を支える財源、組織、団体の機能と役割 財政負担、指定介護サービス事業者の指定	(4)-①
	②医療との連携とリハビリテーション	医行為と介護、訪問看護、施設における看護と介護の役割・連携、リハビリテーションの理念	(4)-②
	③障害者福祉制度およびその他制度	(1) 障害福祉制度の理念 障害の概念、ICF(国際生活機能分類) (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで (3) 個人の権利を守る制度の概要 個人情報保護法、成年後見制度、日常生活自立支援事業	(4)-③
(5)介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	①介護におけるコミュニケーション	(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、傾聴、共感の応答 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション 言語的コミュニケーションの特徴、非言語コミュニケーションの特徴 (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 利用者の思いを把握する、意欲低下の要因を考える、利用者の感情に共感する、家族の心理的理解、家族へのいたわりと励まし、信頼関係の形成、自分の価値 観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い (4) 利用者の状況・状況に応じたコミュニケーション技術の実際 視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、失語症に応じたコミュニケーション技術、構音障害に応じたコミュニケーション技術、認知症に応	(5)-①

		じたコミュニケーション技術	
	②介護におけるチームのコミュニケーション	(1) 記録における情報の共有化 介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、介護に関する記録の種類、個別援助計画書(訪問・通所・入所・福祉用具貸与等)、ヒヤリハット報告書、5W1H (2) 報告 報告の留意点、連絡の留意点、相談の留意点 (3) コミュニケーションを促す環境 会議、情報共有の場、役割の認識の場(利用者とは頻りに接触する介護者に求められる観察眼)、ケアカンファレンスの重要性	(5)-②
(6) 老化の理解 (6時間)	①老化に伴うこころとからだの変化と日常生活	(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 防衛反応(反射)の変化、喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 身体的機能の変化と日常生活への影響、咀嚼機能の低下、筋・骨・関節の変化、体温維持機能の変化、精神的機能の変化と日常生活への影響	(6)-①
	②高齢者と健康	(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 骨折、筋力の低下と動き・姿勢の変化、関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 循環器障害(脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患)、循環器障害の危険因子と対策、老年期うつ病症状(強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症)、誤嚥性肺炎、病状の小さな変化に気付く視点、高齢者は感染症にかかりやすい	(6)-②
(7) 認知症の理解 (6時間)	①認知症を取り巻く状況	認知症ケアの理念 パーソンセンタードケア、認知症ケアの視点(できることに着目する)	(7)-①
	②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 認知症の定義、もの忘れとの違い、せん妄の症状、健康管理(脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア)、治療、薬物療法、認知症に使用される薬	(7)-②
	③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	(2) 認知症の利用者への対応 本人の気持ちを推察する、プライドを傷つけない、相手の世界に合わせる、失敗しないような状況をつくる、すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、身体を通じたコミュニケーション、相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、認知症の進行に合わせたケア	(7)-③
	④家族への支援	認知症の受容過程での援助、介護負担の軽減(レスパイトケア)	(7)-④

(8)障害の理解 (3時間)	①障害の基礎的理解	(1) 障害の概念と ICF ICFの分類と医学的分類、ICFの考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 ノーマライゼーションの概念	(8)-①
	②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	(1) 身体障害 視覚障害、聴覚、平衡障害、音声・言語・咀嚼障害、肢体不自由、内部障害 (2) 知的障害 知的障害 (3) 精神障害 (高次脳機能障害・発達障害を含む) 統合失調症・気分(感情障害)・依存症などの精神疾患、高次脳機能障害、広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心理の機能障害	(8)-②
	③家族の心理、かかわり支援の理解	家族への支援 ○障害の理解・障害の受容支援、介護負担の軽減	(8)-③
(9)こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)	【ア 基本知識の学習 (10~13時間)】		
	①介護の基本的な考え方	倫理に基づく介護 (ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除)、法的根拠に基づく介護	(9)-①
	②介護に関するこころのしくみの基礎的理解	学習と記憶の基礎知識、感情と意欲の基礎知識、自己概念と生きがい、老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、こころの持ち方が行動に与える影響、からだの状態がこころに与える影響	(9)-②
	③介護に関するからだのしくみの基礎的理解	人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、自律神経と内部器官に関する基礎知識、こころとからだを一体的に捉える、利用者の様子の普段との違いに気づく視点	(9)-③
	【イ 生活支援技術の講義・演習 (50~55時間)】		
	④生活と家事	家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 生活歴、自立支援、予防的な対応、主体性・能動性を引き出す、多様な生活習慣、価値観	(9)-④
	⑤快適な居住環境整備と介護	快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 家庭内に多い事故、バリアフリー、住宅改修、福祉用具貸与 6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	(9)-⑤
⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、身じたく、整容行動、洗面の意義・効果	(9)-⑥	
⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援	(9)-⑦	

⑧食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	食事にに関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 食事をする意味、食事のケアに対する介護者の意識、低栄養の弊害、脱水の弊害、食事と姿勢、咀嚼・嚥下のメカニズム、空腹感、満腹感、好み、食事の環境整備（時間・場所等）、 ○食事に關した福祉用具の活用と介助方法、口腔ケアの定義、誤嚥性肺炎の予防	(9) - ⑧
⑨入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 羞恥心や遠慮への配慮、体調の確認、全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、陰部清浄（臥床状態での方法）、足浴・手浴・洗髪	(9) - ⑨
⑩排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽快な排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○排泄とは、身体面（生理面）での意味、心理面での意味、社会的な意味、プライド・羞恥心、プライバシーの確保、おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食事を多く取り入れる、腹部マッサージ）	(9) - ⑩
⑪睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 安眠のための介護の工夫、環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、安楽な姿勢・褥瘡予防	(9) - ⑪
⑫死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 終末期ケアとは、高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、臨終が近づいたときの兆候と介護、介護従事者の基本的態度、多職種間の情報共有の必要性	(9) - ⑫
【ウ 生活支援技術演習（10～12時間）】		
⑬介護過程の基礎的理解	介護過程の目的・意義・展開、介護過程とチームアプローチ	(9) - ⑬

	⑭総合生活支援技術演習	(事例による展開) 生活の各場面での介護については、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。	(9)－⑭
(10)振り返り (4時間)	①振り返り	研修を通して学んだこと 今後継続して学ぶべきこと 根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)	(10)－①
	②就業への備えと研修修了後における継続的な研修	継続的に学ぶべきこと 研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における事例(Off-JT, OJT)を紹介	(10)－②

※1 実施計画欄に、申請者が実施する研修内容を記載すること。

※2 実習を実施するにあたっては、本要綱「14 実習」の内容に留意すること。